

仙台市ガス局規程第五号

ガス局職員の給与に関する規程及びガス局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

ガス局職員の給与に関する規程及びガス局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(ガス局職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 ガス局職員の給与に関する規程(昭和四十一年仙台市ガス局規程第十三号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、<u>同項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を四号俸(その職務の級が五級以上である職員にあつては、三号俸)とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>前項の規定にかかわらず、五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する</u>職員の第四項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>[7～9 略]</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第十三条 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</u></p> <p><u>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</u></p> <p><u>四 満六十歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>六 重度心身障害者</u></p> <p>2 扶養手当の月額、前項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、<u>同項第二号に該当する扶養親族(次項及び次条において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円</u>とする。</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 前項の規定により職員(<u>次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。</u>)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を四号俸(その職務の級が五級又は六級である職員にあつては、三号俸)とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>次に掲げる</u>職員の第四項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、<u>勤務成績に応じて</u>管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p><u>一 五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</u></p> <p><u>二 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの</u></p> <p>[7～9 略]</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第十三条 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>一 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</u></p> <p><u>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</u></p> <p><u>三 満六十歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>五 重度心身障害者</u></p> <p>2 扶養手当の月額、前項第一号に<u>該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万三千円、前項第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円</u>とする。</p> <p>3 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>

[新設]

(扶養親族の届出)

第十四条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があ
る場合
- 二 扶養親族としての要件を欠くに至った者があ
る場合(扶養親族たる子又は前条第一項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 2 前項の規定による届出は、庶務事務システム(人事、給与等に係る申請等の事務処理を行うための情報処理システムをいう。以下同じ。)によるものとする。

(扶養親族の認定)

第十五条 管理者は、職員から前条の届出を受けたときは、届出に係る扶養親族が第十三条第一項に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

- 2 第十三条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、扶養親族としない。
 - 一 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - 二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額百三十万円程度以上である者
 - 三 重度心身障害者の場合は、前二号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限りその職員の扶養親族として認定することができる。
- 4 第一項及び前項の規定による認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めるものとする。

(扶養親族の認定後の確認)

第十五条の二 現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族について、第十三条第一項に定める要件を備えているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認する

(扶養親族の範囲)

第十四条 前条第一項の他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当その他これに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額百三十万円以上(満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者

(扶養親族の届出)

第十四条の二 新たに条例第四条の職員たる要件を具備するに至った職員は、庶務事務システム(人事、給与等に係る申請等の事務処理を行うための情報処理システムをいう。以下同じ。)により、その旨を速やかに管理者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった職員についても、同様とする。

[削る]

[削る]

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(扶養親族の認定)

第十五条 管理者は、前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る扶養の事実等及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

[削る]

[削る]

2 管理者は、前項の規定による認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(扶養親族の認定後の確認)

第十五条の二 現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族について、第十三条第一項に定める要件を備えているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認する

ものとする。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第十六条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第十四条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはその者が離職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第十四条第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第十四条第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 職員の扶養親族たる子で第十四条第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第十八条の二 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国又は地方公共団体の職員宿舎に居住している職員及び父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。）

[新設]

[新設]

二 条例第五条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国又は地方公共団体の職員宿舎及び父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

ものとする。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(支給の始期及び終期)

第十六条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第四条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該要件を欠くに至った日（扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日に引き続き給料表の適用を受けることとなるもの（当該適用の時点で、当該要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、当該要件を欠くに至る場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で当該職員が給料表の適用を受けることとなった日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十四条の二第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

[削る]

[削る]

[削る]

(住居手当)

第十八条の二 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次のイ又はロに掲げる職員を除く。）

イ 国又は地方公共団体の職員宿舎に居住している職員

ロ 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第十三条第一項に規定する扶養親族をいう。以下このロにおいて同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

二 条例第五条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（前号イに規定する職員宿舎及び同号ロに規定する住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

2 [略]

(届出)

第十八条の三 [略]

[新設]

[新設]

(確認及び決定)

第十八条の四 管理者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第十八条の二の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

2 [略]

(家賃の算定基準)

第十八条の五 第十八条の三の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払っている場合における家賃に相当する額の算定は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

[一・二 略]

(支給の始期及び終期)

第十八条の六 住居手当の支給は、職員が新たに第十八条の二の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第十八条の三の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

[2・3 略]

(通勤手当)

第十九条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

[一～三 略]

2 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、第二十四条の三の規定の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

2 [略]

(届出)

第十八条の三 [略]

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第十八条の四 管理者は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第十八条の二の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2 [略]

(家賃の算定基準)

第十八条の五 第十八条の三第一項の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払っている場合における家賃に相当する額の算定は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

[一・二 略]

(支給の始期及び終期)

第十八条の六 住居手当の支給は、職員が新たに第十八条の二の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、当該要件を欠くに至った日(住居手当を受けている職員で離職の日又はその翌日に引き続き給料表の適用を受けることとなるもの(当該適用の時点で、当該要件を具備している職員に限る。))が当該離職のみを理由として、当該要件を欠くに至る場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で当該職員が給料表の適用を受けることとなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第十八条の三第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

[2・3 略]

(通勤手当)

第十九条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

[一～三 略]

2 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、第二十四条の三の規定の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。

3 [略]

4 第一項第三号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等を使用する距離が片道一・五キロメートル以上である職員及びその距離が片道一・五キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第二項及び前項に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合）にあつては、その合計額。（以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前項各号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 第二項に定める額

三 第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額が前項各号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 前項各号に定める額

[新設]

[新設]

3 [略]

4 第一項第三号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第三号に掲げる職員（普通交通機関等（新幹線鉄道等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道一・五キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道一・五キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第二項及び前項に定める額

二 第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合）においては、その合計額。（以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前項各号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 第二項に定める額

三 第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が前項各号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。） 前項各号に定める額

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（次条に定める職員に限る。）の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、第十九条の三の規定の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第二項から前項までの規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第三項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（次項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が五万五千元（次の各号に掲げる職員（次条各号に該当する職員に限る。）で、通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの）にあつては、十五万円。以下この項において同じ。）を超える職員の通勤手当の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

一 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の養育を行っている職員（当該子と同居している職員に限る。）

二 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成九年法律第二百十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている

5 第二項本文又は前項の規定により算出した一箇月当たりの運賃等相当額又は一箇月当たりの運賃等相当額と第三項各号に定める額との合計額が五万五千円を超える場合において特別の事情があるときは、当該職員に支給する通勤手当の額は、第二項又は前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める額とする。

6 [略]

[新設]

[新設]

第二十条 前条、次条、第二十三条から第二十四条の三まで、第二十五条の二から第二十七条まで及び第二十八条の二「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所（現実に勤務する場所をいう。第四項において同じ。）との間を往復することをいう。

2 この規程において「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で、運賃を徴して交通の用に供するものをいう。

3 [略]

4 前条に規定する場合の通勤距離は、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

5 [略]

(届出)

第二十一条 職員は、新たに第十九条第一項又は第六項の職員たる要件を具備するに至った場合には、庶務事務システムによりその通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。同条第一項又は第六項に該当する職員、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

[新設]

[新設]

者に限る。)の介護のために当該父母の住居又はその近隣の住居に居住している職員で、当該住居から通勤するもの(当該父母の介護を行っている職員に限る。)

7 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千円を超える場合において特別の事情があるときは、当該職員に支給する通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める額とする。

8 [略]

第十九条の二 前条第五項の規定により通勤手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員及び交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認める職員とする。

一 特別急行列車以外の鉄道を利用した場合の通勤時間が一時間以上であり、かつ、特別急行列車を利用することにより通勤時間が往復で九十分以上短縮される職員

二 高速自動車国道を利用しないものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上であり、かつ、高速自動車国道を利用することにより通勤時間が三十分以上短縮される職員

第十九条の三 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第二十四条の二の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第二十四条の三の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第二十条 この規程に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署（現実に勤務する公署をいう。以下同じ。）との間を往復することをいう。

[削る]

2 [略]

3 第十九条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自転車等の使用距離は、職員の住居から勤務公署までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

4 [略]

(届出)

第二十一条 職員は、新たに第十九条第一項又は第八項の職員たる要件を具備するに至った場合には、庶務事務システムによりその通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。同条第一項又は第八項に該当する職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

一 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

二 第十九条第六項各号の職員たる要件を欠くに至った場合

2 職員は、前項後段に規定する変更により第十九条第一項又は第六項に該当する職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第二十二條 管理者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が**第十九条第一項又は第六項**の職員たる要件を具備するときは、その者に支給する通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

(支給範囲の特例)

第二十三條 第十九条第一項各号、第四項第一号及び**第六項**に規定する「通勤することが著しく困難である職員」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）別表第三に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

(支給単位期間)

第二十三條の二 支給単位期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を発行している**交通機関等**を利用する場合において、当該定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間 六箇月。ただし、支給単位期間の開始する月から三月又は九月までの期間が六箇月に満たない場合は、当該期間

二 前号に定める区間以外で**交通機関等**を利用する区間 一箇月

2 前項第一号に定める期間について、次の各号のいずれかに掲げる事由が当該期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 退職その他の**離職**をすること

二 [略]

三 **勤務場所**を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること

[四・五 略]

(支給単位期間の開始月)

第二十三條の三 [略]

2 法第二十八条第二項若しくは分限条例第一条の二の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣若しくは職員派遣をされ、育児休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

[削る]

(確認及び決定)

第二十二條 管理者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示**又は第十九条第六項各号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出**を求める等の方法により確認し、その者が**同条第一項又は第八項**の職員たる要件を具備するときは、その者に支給する通勤手当の額を決定し、又は改定するものとする。

(支給範囲の特例)

第二十三條 第十九条第一項各号、第四項第一号及び**第八項**に規定する「通勤することが著しく困難である職員」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）別表第三に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。

(支給単位期間)

第二十三條の二 支給単位期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を発行している**普通交通機関等又は新幹線鉄道等**を利用する場合において、当該定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる区間 六箇月。ただし、支給単位期間の開始する月から三月又は九月までの期間が六箇月に満たない場合は、当該期間

二 前号に定める区間以外で**普通交通機関等又は新幹線鉄道等**を利用する区間 一箇月

2 前項第一号に定める期間について、次の各号のいずれかに掲げる事由が当該期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 退職その他の**離職（職員が離職の日又はその翌日に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）**をすること

二 [略]

三 **勤務公署**を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること

[四・五 略]

(支給単位期間の開始月)

第二十三條の三 [略]

2 法第二十八条第二項若しくは分限条例第一条の二の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣若しくは職員派遣をされ、育児休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合**（第二十五条の二第一項第三号において「派遣等となった場合」という。）**は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第二十四条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

(運賃等相当額)

第二十四条の三 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）とする。

一 第二十三条の二第一項第一号に掲げる区間 支給単位期間において、当該区間に係る定期券を通用期間の長い順に使用するものとして組み合わせた場合の定期券の価値の総額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの（次号において「交替制勤務者等」という。）について、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

二 第二十三条の二第一項第二号に掲げる区間 当該区間に係る回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務者にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

2 前条ただし書に該当する場合の運賃相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）とする。

(通勤手当の支給日等)

第二十四条の四 通勤手当は、支給単位期間（第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該期間に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第二十一条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 [略]

3 次の各号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間は、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして第十九条第二項に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が第十九条第二項及び第三項に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第二十四条 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

(運賃等相当額)

第二十四条の三 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）とする。

一 第二十三条の二第一項第一号に掲げる区間 支給単位期間において、当該区間に係る定期券を通用期間の長い順に使用するものとして組み合わせた場合の定期券の価値の総額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で一箇月当たりの平均通勤所要回数の少ないもの（次号において「交替制勤務者等」という。）について、この額が次号による額に当該区間において定期券を使用するものとした場合における支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、同号による額とする。

二 第二十三条の二第一項第二号に掲げる区間 当該区間に係る回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務者にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額）とする。

(通勤手当の支給日等)

第二十四条の四 通勤手当は、支給単位期間（第三項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第二十一条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 [略]

3 一箇月当たりの運賃等相当額等（第十九条第四項第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、同条第三項に定める額（同条第四項第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第二十五条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が五万五千円（第十九条第六項各号に掲げる職員にあつては、十五万円。第二十五条の二第二項において同じ。）を超えるときにおける通勤手当に係る支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

[削る]

[削る]

び同条第三項に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第二十五条 通勤手当の支給は、職員が新たに第十九条第一項又は第六項の職員たる要件を具備するに至った場合においてはその要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第二十一条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(返納の事由及び額等)

第二十五条の二 通勤手当を支給される職員のうち、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に次項に定める額を返納させるものとする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は第十九条第一項若しくは第六項の職員たる要件を欠くに至った場合

二 [略]

三 法第二十八条第二項若しくは分限条例第一条の二の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣若しくは職員派遣をされ、育児休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合
(次号に定める場合を除く。)

四 [略]

2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃相当額等（第十九条第四項第一号に掲げる職員にあっては、一箇月当たりの運賃等相当額及び同条第三項に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千円以下であった場合 前項第二号に掲げる事由が生じたときは当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなる場合にあっては全ての交通機関等、管理者の定める場合にあっては管理者の定める交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じたときはその者の利用する全ての交通機関等につき、同項各号に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額及び当該支給単位期間等において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額の合計額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(支給の始期及び終期)

第二十五条 通勤手当の支給は、職員に新たに第十九条第一項又は第八項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第二十一条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(返納の事由及び額等)

第二十五条の二 通勤手当を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に次項に定める額を返納させるものとする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は第十九条第一項若しくは第八項の職員たる要件を欠くに至った場合

二 [略]

三 派遣等となった場合（次号に定める場合を除く。）

四 [略]

2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千円以下であった場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千円を超えることとなる場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等、管理者の定める場合にあっては管理者の定める交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、同項各号に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを管理者の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額並びに当該支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額の合計額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が五万五千円を超えていた場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項

イ ロに掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第二十四条の四第三項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 第一項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給できない場合）

第二十六条 第十九条第一項又は**第六項**の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第二十七条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第十九条第一項又は**第六項**の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（日割による支給及び返納）

第二十七条の二 通勤手当が支給される職員につき、第二十五条の二第一項第三号に掲げる事由の発生した場合（当該事由が発生した日が月の末日である場合を除く。）又は同号に掲げる事由が消滅した場合（その後復職し、又は職務に復帰した日が月の初日であるときを除く。）は、当該職員に対し、第十九条第二項から**第六項**まで及び第二十五条の二第二項に定めるもののほか、当該事由が発生した日の属する月に係る通勤手当を日割りによって算出した額を支給し、又返納させるものとする。

2 [略]

（単身赴任手当）

第二十八条の二 [略]

2 [略]

3 条例第五条の二第二項の管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 人事交流等により国家公務員、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第一項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署

各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

[削る]

[削る]

3 第一項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、管理者の定めるところにより事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給できない場合）

第二十六条 第十九条第一項又は**第八項**の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第二十七条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第十九条第一項又は**第八項**の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（日割による支給及び返納）

第二十七条の二 通勤手当が支給される職員につき、第二十五条の二第一項第三号に掲げる事由の発生した場合（当該事由が発生した日が月の末日である場合を除く。）又は同号に掲げる事由が消滅した場合（その後復職し、又は職務に復帰した日が月の初日であるときを除く。）は、当該職員に対し、第十九条第二項から**第八項**まで及び第二十五条の二第二項に定めるもののほか、当該事由が発生した日の属する月に係る通勤手当を日割りによって算出した額を支給し、又は返納させるものとする。

2 [略]

（単身赴任手当）

第二十八条の二 [略]

2 [略]

3 条例第五条の二第二項の管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、第一項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

に通勤することが前項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 [略]

[4・5 略]

(届出)

第二十八条の四 [略]

2 [略]

[新設]

(確認及び決定)

第二十八条の五 管理者は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第五条の二第一項又は第二項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

第二十八条の六 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第五条の二第一項又は第二項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第二項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第二十八条の四第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(事後の確認)

第二十八条の七 [略]

2 管理者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(勤務一時間当たりの給与額)

第三十九条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間数に五十二を乗じたものから百三十六時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、百三十六時間に、勤務時間規程第二条第二項の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除した額とする。

第四十七条の三 [略]

[2～5 略]

二 [略]

[4・5 略]

(届出)

第二十八条の四 [略]

2 [略]

3 第一項の規定にかかわらず、配偶者との別居の状況等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第二十八条の五 管理者は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第五条の二第一項又は第二項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

(支給の始期及び終期)

第二十八条の六 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第五条の二第一項又は第二項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該要件を欠くに至った日（単身赴任手当を受けている職員で離職の日又はその翌日に引き続き給料表の適用を受けることとなるもの（当該適用の時点で、当該要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、当該要件を欠くに至る場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で当該職員が給料表の適用を受けることとなった日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第二十八条の四第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

(事後の確認)

第二十八条の七 [略]

2 管理者は、前項の規定による確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(勤務一時間当たりの給与額)

第三十九条 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間数に五十二を乗じたものから百四十時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、百四十時間に、勤務時間規程第二条第二項の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除した額とする。

第四十七条の三 [略]

[2～5 略]

6 前項の規定により同項の書面を交付しようとする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該書面をガス局の掲示場に掲示することをもってその交付に代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して二週間を経過した日に、当該一時差止処分を受けるべき者に対する同項の書面の交付があったものとみなす。

7 管理者は、前項本文の規定により一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(勤勉手当の額)

第四十九条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合並びに次の各号に掲げる当該職員の区分に応じて基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況により当該各号に定める割合の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

一 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の百四十二・五以下（管理職員にあつては、百分の百八十六・五以下）

二 [略]

[2～4 略]

(適用除外)

第五十六条 第四条第一項から第八項まで、第十三条から第十七条の二まで、第十八条の二から第十八条の八まで及び第二十八条の二から第二十八条の八までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

6 仙台市行政手続条例（平成七年仙台市条例第一号）第十三条 第三項及び第四項の規定は、前項の場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときにおける書面の交付の方法について準用する。

7 管理者は、第三項の規定により一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(勤勉手当の額)

第四十九条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合並びに次の各号に掲げる当該職員の区分に応じて基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況により当該各号に定める割合の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

一 前二条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の三百十八・七五以下（管理職員にあつては、百分の三百七十八・七五以下）

二 [略]

[2～4 略]

(適用除外)

第五十六条 第四条第一項から第八項まで及び第十三条から第十七条の二までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第一7級の欄及び8級の欄を次のように改める。

7 級	8 級
給料月額	給料月額
円	円
475,400	525,400
480,400	530,600
484,900	535,700
489,300	539,700
493,300	543,300
496,700	546,500
499,600	549,400
502,100	551,900
504,100	553,900

基 準 給料月額	基 準 給料月額
円 398,300	円 446,700

(ガス局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 ガス局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年仙台市ガス局規程第五号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>附 則</p> <p>[1～11 略]</p> <p>12 第四条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項、第十三条から第十七条の二まで、<u>第十八条の二から第十八条の八まで並びに第二十八条の二から第二十八条の八まで</u>の規定並びに改正後の第四条第四項及び第六項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>13 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>[1～11 略]</p> <p>12 第四条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項<u>並びに</u>第十三条から第十七条の二までの規定並びに改正後の第四条第四項及び第六項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>13 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中ガス局職員の給与に関する規程第四十七条の三第六項の改正規定及び附則第七項の規定は、同年五月二十一日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 令和八年四月一日(以下この項から附則第五項までにおいて「切替日」という。)の前日において給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び管理者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和九年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和九年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後のガス局職員の給与に関する規程(次項から附則第七項までにおいて「改正後の規程」という。)第十三条及び第十四条の規定の適用については、第十三条第一項中「五 重度心身障

害者」とあるのは「五 重度心身障害者」と、同条第二項中「六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」

「一万三千元」とあるのは「一万千五百円」と、「とする」とあるのは「、同項第六号に該当する扶養親族については三千元とする」と、第十四条第一号中「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」とあるのは「配偶者」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

5 改正後の規程第二十八条の二第三項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(勤務一時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

6 改正後の規程第三十九条の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出について適用し、同日前の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出については、なお従前の例による。

(期末手当の支給の一時差止めに関する経過措置)

7 改正後の規程第四十七条の三第六項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行う書面の交付について適用し、同日前に行った書面の交付については、なお従前の例による。

(委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則別表（附則第二項関係）

旧号俸	新 号 俸	
	7 級	8 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	1
35	1	1
36	1	1
37	1	1
38	1	1
39	1	1
40	1	1
41	1	1
42	1	1
43	1	1
44	1	1
45	1	1
46	1	1
47	1	1
48	1	1
49	2	1

50	2	1
51	2	1
52	2	1
53	2	1
54	2	1
55	2	1
56	3	1
57	3	1
58	3	1
59	3	1
60	3	1
61	3	1
62	4	1
63	4	1
64	4	1
65	4	2
66	4	2
67	4	2
68	4	2
69	5	2
70	5	2
71	5	2
72	5	3
73	5	3

(ガス局総務部総務課)